

川越市広告掲載に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の財産に民間企業等の広告を掲載することに関し必要な事項を定めることにより、市の財産の有効活用、地域経済の活性化及び財源の確保を図ることを目的とする。

(広告媒体)

第2条 市の財産のうち民間企業等の広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 市のホームページ
- (2) 市の印刷物又は刊行物
- (3) その他市長が別に定めるもの

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 個人又は団体の名刺広告又は意見広告
- (5) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (6) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (7) 良好な美観風致を害するおそれのあるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広告を掲載することが不適当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告の掲載に関する必要な基準は、別に定める。

(広告の募集)

第4条 市長は、広告を募集するときは、広告媒体ごとに次に掲げる事項を別に定めるものとする。

- (1) 広告を募集する広告媒体の名称及び内容
- (2) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間
- (3) 広告の募集方法
- (4) 広告掲載料

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

(広告主の責務)

第5条 広告を掲載する者（以下「広告主」という。）は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、次に掲げる事項について市に保証するものとする。

(1) 広告の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと。

(2) 広告の内容に関する財産権のすべてについて権利処理が完了していること。

3 広告主は、第三者から広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等があったときは、自らの責任及び負担において解決しなければならないものとする。

(広告掲載の取消等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消し、又は広告の掲載に係る契約を解除することができる。

(1) 指定する期日までに掲載する広告の提出がないとき。

(2) 広告主が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

(3) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事件を起こしたとき。

(4) 広告主の倒産、解散等により広告を掲載する必要がなくなったとき。

(5) 広告主が書面により、広告の掲載の取下げを申し出たとき。

(6) 第3条の規定に該当することとなったとき。

(7) 市の業務上やむを得ない事由が発生したとき。

(広告掲載料の還付)

第7条 既に納付した広告掲載料は、これを還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により、広告の掲載を取り消し、又は広告の掲載に係る契約を解除したときは、この限りでない。

(広告審査委員会)

第8条 広告の掲載における重要事項について審査するため、川越市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 3 委員長は、総合政策部長をもって充て、副委員長は政策企画課長をもって充てる。
- 4 委員は、広報室長、総務課長、情報統計課長、財政課長、管財課長、広聴課長、防犯・交通安全課長、こども育成課長及び産業振興課長をもって充てる。
- 5 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員として関係職員を出席させることができる。

(会議)

第9条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総合政策部政策企画課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。